

平成 16 年 10 月 22 日

IASB 公開草案第 7 号「金融商品：開示」に対するコメント

全国銀行協会

全国銀行協会は、邦銀 143 行、日本で活動する外銀 38 行を構成メンバーとする業界団体である。今般、平成 16 年 7 月 22 日に公表された公開草案第 7 号「金融商品：開示」に対して意見を表明する機会を与えていただいたことに感謝する次第である。

今後、IAS を適用するうえで、本公開草案に関する問題点について、以下のとおりコメントを表明する。われわれのコメントが最終的な基準改訂作業において十分に斟酌されることを希望する。

記

1. 「金融商品から生じるリスク」の開示場所（質問 6 関連）

- ・「金融商品から生じるリスク」の開示場所は、一律に財務諸表の一部（注記）にすることを強制すべきではない。すなわち、われわれは、投資家への有益な情報提供の手段である「金融商品から生じるリスク」の開示を、財務諸表の一部とすることで記載内容を敢えて制限することは不要と考えられること、また、外部監査人の監査には馴染まないものも多いこと、さらに、監査対象とすることにより、監査報酬が高騰する可能性があり、コストとベネフィットのバランスを失う恐れがあることから、これらのリスク情報を監査対象とすることに反対する。
- ・信用リスク、市場リスク、流動性リスクなどの開示の方法は、図やグラフを用いたり、計量的な分析を加えるなど柔軟性のあるものとすべきである。
- ・したがって、われわれは、財務諸表の一部ではなく、「経営者の議論・分析」(MD&A) など、ディスクロージャー誌の中で各経営者が適切と考えた場所とすることを認めるべきと考える。各行の創意工夫の余地を認めるべきである。

2. 自己資本の開示（質問 4 関連）

- ・そもそも、ED 7 のパラグラフ 46～48 に記された「自己資本」に関わる開示項目は、企業全体として評価すべきものであり、必ずしも金融商品に特有のものではないと考えられる。その意味で、ED 7（金融商品：開示）において「金融商品から生じるリスク」と並べて規定する方法に疑問なしとはしない。国際的に活動を行う銀行を例にとれば、自己資本の開示については、今般のパーゼル II の「第 3 の柱」で十分に開示されることとなっており、「第 3 の柱」に基づく開示項目をもって IFRS の「金融商品：開示」要件を満たしているものとする。

- ・万が一、ED7の中に「自己資本」の項目を据えることを前提とした場合、まず、われわれは、個別銀行ごとに当局が設定した（entity-specific）自己資本比率は、機密事項であることからその比率の開示に反対するとのBC52の記載に賛成する。
- ・次に、パラグラフ47(d)、(e)では、経営者が設定した目標となる自己資本比率を達成したかどうか、達成しない場合にはその帰結を開示することになっている。銀行の場合には、通常、中長期的な経営計画のもとで経営上の自己資本比率の目標値を設定していると考えられる。しかし、本EDのパラグラフ47の規定に従った場合、経営目標値を開示することが必須とされ、さらに目標値を下回った場合には結果としてその理由までも投資家から求められることになる。バーゼルIIの「第3の柱」との整合性を踏まえても、規制上の自己資本比率（国際的に活動を行う銀行の場合は、最低8%が目標）を開示していることで足りるものと考えられる。少なくとも、経営者が設定した目標の開示は、必要最低要件ではなく任意とすべきである。

3．適用指針の位置付け（質問8関連）

- ・適用指針は、IG1およびBC42に記載されているように強制適用とすべきではないとの方針に賛成する。また、本公開草案は全ての企業を対象とする規定であり、必要以上の規定は、僅かしか金融資産を保有していない企業へ重荷を与える結果となり、好ましくないとするBC42の考え方に同意する。各行の創意工夫の余地を残すために、これ以上詳細に定めるべきではない。
- ・集中リスクにかかるIG19（内部格付を考慮している場合）に、(c)内部格付と外部格付の関係を求めているが、これは定性的情報の開示で足り、外部格付と内部格付との具体的な対応関係を示すことを求めるべきではない。

4．米国会計基準審議会（FASB）が公表した財務会計基準書公開草案「公正価値の測定」との相違点（質問9関連）

- ・そもそもIASBの設定する基準は、ルールベースではなく、プリンシプルベースであることを考えると、米国（FASB）が公表した財務会計基準書公開草案「公正価値の測定」のように詳細に決めるべきではない。

5．開示頻度について（質問10関連）

- ・われわれは、本公開草案による各開示項目について、年に1回と理解している。この点を明確にするとの観点から、IAS34号（中間財務諸表）によって規定される「中間財務諸表」（Interim Financial Reporting）では、本公開草案の開示要件が強制されるものではない点を明記すべきである。

6．公正価値に関する開示について（質問 10 関連）

- ・IFRS 案のパラ 26 では、金融資産・負債の各種類毎に公正価値の開示を求めているが、貸出金や預金をはじめとした市場のない金融商品にまで、その開示を求めるのは適切ではない。少なくとも、信頼性をもって測定できないものについては、パラ 29 の除外対象に入れるか、あるいは、任意適用とすべきである。
- ・IFRS 案のパラ 11～12 では、損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債について、ベンチマーク金利の変動に起因しない公正価値の変動額の開示を求めているが、残余部分は信用リスクのほかにも流動性リスク等も含まれている可能性があり、残余自体に意味があるとは思われない。そうした数値を過度の事務負担をかけてまで算出する必要性は乏しい。

7．流動性リスクの開示

- ・流動性リスクに関しては、IFRS 案のパラグラフ 42 に記載のように「残存約定満期を示す金融負債の満期分析」の開示は、定期預金、借入金、社債すべて含めたものを想定しているとすると、残高のないポジションや残高が集中しているポジションが判明してしまい、資金調達の際に相手から高い金利を要求される等、営業競争上、問題であると考えられる。このため、銀行の流動性リスクの開示は、マチュリティ分析に代えてオファー・ビッドレートの差の開示でも許容されるように、「リスク管理上用いている手法による分析結果」の開示を加えるべきである。

8．感応度分析の開示（質問 3 関連）

- ・ここでの開示は、パーゼル II の「第 3 の柱」で求めている項目（表 9：トレーディング勘定では、金利リスク・為替リスク等にかかる所要自己資本額の開示、表 13：バンキング勘定の金利リスクについては、経営陣が使用する測定手法に沿った上方、下方への金利ショックに対する収入や経済価値の影響額）と同じであれば、対応可能と考えられるが、そうでない場合は、パーゼル II と整合性を確保していただきたい。

9．財政状態及び業績に対する金融商品の影響の開示（質問 1 関連）

- ・質問 1 の「(b)評価性引当金」の開示に関して、「金融資産の種類別」(each class of financial assets)とは、目的区分による「満期保有資産」、「トレーディング資産」、「売却可能資産」、「公正価値オプション適用資産」といったような分類ではなく、貸出金や有価証券といったものを想定していることを明記すべきである。
- ・パラグラフ 21 では、ネット利益の内訳の開示を求めているが、満期保有投資、貸出金、償却原価で測定される金融負債といった内訳まで示す必要はないと考える。

10. その他の意見（質問 10 関連）

- ・ IFRS 案のパラ 24～25 のキャッシュフローヘッジにかかる開示内容は、包括ヘッジの場合には実務上、困難である。当該包括ヘッジの場合は、開示を求めない旨、明記すべきである。
- ・ IFRS 案のパラ 15 では、担保として差し入れている資産に関する契約条件を開示することとなっているが、契約条件と言っても具体的でなく、抽象的であるので、「当該担保資産が担保として供されている債務を示す科目の名称及びその金額」の開示とする程度で十分である。

以 上